

# 令和6年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

地方公共団体コード	1	0	3	4	5	4 <sup>6</sup>
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0 <sup>11</sup>
市町村判別 コード	特定市・・・・・・1 特定市以外の市町村・2					12
団体区分コード	13	/	/	/	/	3 <sup>16</sup>

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	6
						8	9

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 169	21 63	30 106
法人	0 2 0	690	286	404
合計	0 3 0	859	349	510

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 6,372,598	25 6,358,283	38 2,863	51 6,355,420 <sup>63</sup>
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	4,989,314	4,579,573	36,309	4,543,264
	船 舶	0 3 0		0		
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	70,712	70,712		70,712
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	2,931,963	2,928,380		2,928,380
	小 計 (ハ)	0 7 0	14,364,587	13,936,948	39,172	13,897,776
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	4,111,505	3,780,886		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	43,265	32,394		
	小 計 (ニ)	1 0 0	4,154,770	3,813,280		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0				
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	18,519,357	17,750,228		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		17,750,228		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	1

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 168,514	25 168,514	38 168,514	51 63 168,514
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	512,166	512,166		512,166
	船 舶	0 3 0		0		
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0		0		
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	52,578	52,578		52,578
	小 計 (ハ)	0 7 0	733,258	733,258	0	733,258
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0				
	小 計 (ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	733,258	733,258			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		733,258		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

種類	行番号	(1) 決定価格 (千円)	(2) 課税標準額 (千円)	(3) 課税標準額の内訳	
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)
市町村長が価格等 を決定したもの	構築物	9 0 1 0 12 6,204,084	25 6,189,769	38 2,863	51 6,186,906
	機械及び装置	0 2 0 4,477,148	4,067,407	36,309	4,031,098
	船舶	0 3 0 0	0		
	航空機	0 4 0 0	0		
	車両及び運搬具	0 5 0 70,712	70,712		70,712
	工具, 器具及び備品	0 6 0 2,879,385	2,875,802		2,875,802
	小計(ハ)	0 7 0 13,631,329	13,203,690	39,172	13,164,518
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し, 配分したもの	0 8 0 4,111,505	3,780,886		
	道府県知事が価格等を決定し, 配分したもの	0 9 0 43,265	32,394		
	小計(ニ)	1 0 0 4,154,770	3,813,280		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0				
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	17,786,099	17,016,970		
同内 上訳	市町村分の額	1 3 0		17,016,970	
	道府県分の額	1 4 0			

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項 (新線構築物)	9	12	25	27	29			
		0	1 0		1	3			
		0	2 0		2	3			
	第 2 項 (ガス事業用資産)	0	3 0		1	6			
		0	4 0		1	3			
	第 3 項 (農業協同組合等共同利用機械)	0	5 0		1	3			
		0	6 0		2	3			
	第 4 項 (外航船舶)	0	7 0		1	2			
	第 5 項 (内航船舶)	0	8 0		1	6			
		0	9 0		1	4			
	第 6 項 (内航船舶)	1	0 0		1	2			
	第 7 項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1	1 0		1	6			
1		2 0		1	5				
1		3 0		1	10				
第 8 項 (国際路線用航空機)	1	4 0		2	15				
	1	5 0		1	3				
	1	6 0		2	3				
第 9 項 (小型離島航空機)	1	7 0		1	4				
	1	8 0		1	2				
第 10 項 (日本放送協会)	1	9 0		1	3				
第 10 項 (日本原子力開発機構)	2	0 0		2	3				
	2	1 0		1	6				
第 12 項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2	2 0		1	3				

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) / (C)	(D) (千円)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第13項	①(青函・本四 鉄道施設)	9	12	25	27	29		
		2 3 0		1	6				
		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0		1	18			
		2 5 0		1	9				
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6 0		1	36			
	2 7 0		1	18					
	④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8 0		1	10				
	第14項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0		2	3				
		3 0 0		5	6				
		3 1 0		1	6				
		3 2 0		1	3				
	第15項 (宇宙航空研究開発機構)	3 3 0		1	3				
		3 4 0		2	3				
	第16項 (海洋研究開発機構)	3 5 0		1	3				
		3 6 0		2	3				
	第17項 (水資源機構)	3 7 0		1	2				
		3 8 0		3	4				
	第18項	①(特定地方交通線)	3 9 0		1	4			
		②(新線構築物)	4 0 0		1	12			
			4 1 0		1	6			
③(新線立体交差化施設)		4 2 0		1	24				
		4 3 0		1	12				
④(河川事業鉄軌道用資産)		4 4 0		1	6				
		4 5 0		5	24				
		4 6 0		1	24				
		4 7 0		1	12				
⑤(変・送電用資産)	4 8 0		3	20					

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)
			(B)	(C)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	4 9 0	1	3	
		5 0 0	2	3	
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0	1	2	
	第 22 項 (新関西国際空港株)	5 2 0	1	2	
	第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0	3	5	
	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0	3	5	
	第 25 項 (中部国際空港株)	5 5 0	1	2	
	第 26 項 (外国貿易用コンテナ)	5 6 0	4	5	
	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0	1	2	
	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0	1	2	
	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0	1	2	
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0	1	2	
	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0	1	3	
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 2 0	2	3	
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 3 0	1	2	
	6 4 0	1	3		
	6 5 0	2	3		
第 33 項 (世界遺産)	6 6 0	1	3		
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	6 7 0	1	2		
合 計	6 8 0	0	-	0	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）  
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B) (千円)	(B) (C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第1項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29	
		0 2 0		2	3		
		旧第2項 (ガス事業用資産)	0 3 0		3	5	
			0 4 0		3	4	
	旧第13項 (立体交差化施設)	0 5 0		2	3		
		0 6 0		5	6		
	旧第18項 (熱供給事業用資産)	0 7 0		-	-		
		0 8 0		1	3		
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	0 9 0		2	3		
		1 0 0		1	2		
	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	1 1 0		1	3		
		1 2 0		1	6		
	旧第27項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	1 3 0		1	3		
		1 4 0		1	2		
	旧第25項 (日本電気計器検定所)	1 5 0		1	2		
		1 6 0		1	3		
		1 7 0		1	6		
	旧第26項 (日本消防検定協会)	1 8 0		1	2		
		1 9 0		1	3		
		2 0 0		1	6		
	旧第27項 (小型船舶検査機構)	2 1 0		1	2		
		2 2 0		1	3		
		2 3 0		1	6		
	旧第28項 (軽自動車検査協会)	2 4 0		1	2		
		2 5 0		1	3		
		2 6 0		1	6		
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 7 0		1	3		
		2 8 0		1	6		

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	(D)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項(高压ガス保安協会)	9 2 9 0	12	25 1	27 2	29	
		3 0 0		1	3		
		3 1 0		1	6		
	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 2 0		1	3		
		3 3 0		1	6		
	旧第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0		1	2		
	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	3 5 0		2	3		
		3 6 0		1	2		
		3 7 0		1	6		
	合 計	3 8 0		0	-	-	0

地方公共団体コード					表番号	
1	0	3	4	5	4	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分	行番号	(1) 決定価格 (A) (千円)	(2) 課税標準の特例率		(4) 課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)	
			(B)	(C)		
法 附 則 第 十 五 条	第1項(倉庫等)	9 0 1 0	12	25 1	27 2	
		0 2 0		3	4	
	第2項(公共の危害防止施設等)	0 3 0		1	2	
		0 4 0		2	3	
		0 5 0		1	3	
		0 6 0		3	4	
		0 7 0	17,178	1	6	2,863
		1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8 0		1	3
		5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0		3	4
		旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0		-	-
		フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0		-	-
	第3項(国内路線用航空機)	1 2 0		2	5	
		1 3 0		1	4	
		1 4 0		3	8	
	1 5 0		2	3		
第4項(沖縄電力株)	1 6 0		2	3		
第5項(大規模地震防災応急対策用資産)	1 7 0		2	3		
第6項(日本貨物鉄道株の新造車両)	1 8 0		2	3		
第7項(低公害車燃料等供給施設)	1 9 0		1	2		
	2 0 0		3	4		
	2 1 0		5	6		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	
			(B)	(C)		
法 附 則 第 十 五 条	第 8 項 (国際船舶)	2 2 0		1	18	
	(うち特定船舶適用分)	2 3 0		1	36	
	第 9 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	2 4 0		1	2
		②(新線構築物)	2 5 0		1	6
		③(立体交差化施設)	2 6 0		1	3
			2 7 0		1	12
		④(河川事業鉄軌道用資産)	2 8 0		1	6
			2 9 0		1	3
		⑤(変・送電用資産)	3 0 0		5	12
			3 1 0		1	12
	3 2 0		1	6		
	3 3 0		3	10		
	第 10 項 (鉄道車両安全向上設備)	3 4 0		1	3	
	第 11 項 (低床車両)	3 5 0		1	3	
	第 12 項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 6 0		2	3	
		3 7 0		3	5	
第 13 項 (PFI公共施設)	3 8 0		1	2		
第 14 項	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 9 0		-	-	
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 0 0		-	-	
第 15 項 (都市鉄道施設)	4 1 0		2	3		
第 16 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 2 0		1	2		
	4 3 0		3	5		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号	
1	0	3	4	5	4	7
7	5					

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額		
			(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (D)	
法 附 則 第 十 五 条	第 17 項 (鉄道事業再構築事業)	9 4 4 0	12	25	27	29	
	第 18 項 (バイオ燃料製造設備)	4 5 0 4 6 0 4 7 0		1	2	3	
	第 20 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4 8 0 4 9 0		1	2	3	
	第 21 項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 0 0		-	-	-	
	第 23 項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 1 0		-	-	-	
	(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 2 0		-	-	-	
	第 24 項 (移動等円滑化のための設備)	5 3 0		2	3		
	第 25 項	(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 4 0		2	3	
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 0		3	4	
		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 6 0		3	4	
		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0		2	3	
		(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0		1	2	
		(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		3	4	
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 0 0		2	3	
		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 1 0		1	2	
		(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 2 0		1	2	
		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 3 0		2	3	
	(第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 4 0		-	-		
	第 26 項 (鉄道耐震補強設備)	6 5 0		2	3		
	第 27 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6 6 0		2	3		
	第 28 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 7 0		2	3		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号	
1	0	3	4	5	4	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係つき)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)	
				(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)	
法	第 29 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	9 6 8 0	12	25	27	29			
		6 8 0		1	2				
		6 9 0		5	6				
附	第 30 項 (無電柱化)	7 1 0		1	2				
		7 2 0		2	3				
		7 3 0		3	4				
則	第 33 項 (掃選環境整備推進法人)	7 4 0		1	3				
		7 5 0		2	3				
		7 6 0		3	4				
第	第 35 項 (農業協同組合等共同利用機械)	7 7 0		1	2				
		7 8 0		2	3				
		7 9 0		-	-				
十	第 38 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例適用分))	8 0 0		1	2				
		8 1 0		3	4				
		8 2 0		-	-				
五	第 40 項 (シェアサイクルポート)	8 3 0		2	3				
		8 4 0	70,473	1	2	35,237			
		8 5 0	3,217	1	3	1,072			
条	第 43 項 (カーボンニュートラルポート)	8 6 0		1	3				
		8 7 0		-	-				
		8 7 0	90,868	-	-	39,172			
合 計		8 7 0							

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調 (4)  
(法附則第15条関係)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)	
				(B)	(C)			(C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	旧第1項(倉庫等)	9	12	25	27	29			
	0 1 0			2	3				
	0 2 0			3	5				
	旧第3項(公害防止設備)	0 3 0			1	3			
	0 4 0			2	3				
	0 5 0			3	4				
	0 6 0			1	2				
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0 7 0			3	5			
	0 8 0			1	2				
	0 9 0			1	3				
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1 0 0			1	2			
	1 1 0			2	3				
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1 2 0			2	3			
	1 3 0			5	6				
	旧第7項(日本貨物鉄道株の新造車両)	1 4 0			3	5			
	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1 5 0			2	3			
	1 6 0			1	2				
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 7 0			-	-			
	旧第14項(旧国際電信電話株)	1 8 0			3	5			
	1 9 0			1	2				
	旧第14項(新造車両(流通業務))	2 0 0			2	3			
2 1 0			3	5					
旧第15項(地方卸売市場)	2 2 0			4	5				
2 3 0			3	4					
旧第17項①(立体交差化施設)	2 4 0			1	6				
②(旧交納付金法附則第19項)	2 5 0			-	-				
③(旧交納付金法附則第20項)	2 6 0			-	-				
旧第19項(指定法人等の大規模外貨埠頭)	2 7 0			1	2				
旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 8 0			2	3				
旧第20項(スーパー中樞港湾)	2 9 0			1	2				
旧第21項(国立大学校舎)	3 0 0			1	2				
旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	3 1 0			1	2				

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(4)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分	行番号	(1) 決定価格 (A) (千円)	(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)	(4) 課税標準額	
			(B)	(C)		(A) × (B)	(D) (C) (千円)
法 附 則 第 十 五 条	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	3 2 0	-	-	-	-	-
	旧第31項(熱電併給型動力発生装置)	3 3 0	5	6			
		3 4 0	11	12			
	旧第32項 <small>(特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)</small>	3 5 0	-	-			
	旧第36項(公共荷さばき施設)	3 6 0	1	2			
	旧第36項(対象特定電気通信設備)	3 7 0	3	4			
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3 8 0	1	2			
		3 9 0	1	4			
	旧第37項(立地誘導促進施設)	4 0 0	2	3			
	旧第40項 <small>(認定誘導事業により取得した公共施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)</small>	4 1 0	-	-			
旧第41項(先端設備等)	4 2 0	5,013	0	0			
合計	4 3 0	5,013	-	-		0	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	7	8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調 (5)  
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)		
				(B)	(C)	×	(C)			
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第 1 項 ①(旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	12	25	27	29				
	①(JR北海道・四国に係る特例)	0	1	0	1	3				
	J R 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と 乗	②(新線構築物)	0	2	0	1	2			
			0	3	0	1	6			
			0	4	0	1	3			
		③(新線立体交差化施設)	0	5	0	1	12			
			0	6	0	1	6			
		④(新幹線鉄軌道用資産)	0	7	0	1	12			
			0	8	0	1	6			
		⑤(青函・本四 鉄道施設)	0	9	0	1	12			
		⑥(青函・本四 新線構築物)	1	0	0	1	36			
			1	1	0	1	18			
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1	2	0	1	72			
		1	3	0	1	36				
⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1	4	0	1	20					
⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	5	0	1	3					
	1	6	0	5	12					
	1	7	0	1	12					
	1	8	0	1	6					
⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1	9	0	1	6					
⑪(変・送電用資産)	2	0	0	3	10					
⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2	1	0	1	3					
	2	2	0	3	10					
⑬(鉄道耐震補強設備)	2	3	0	1	3					

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
 規定の適用を受けるものに関する調（5）  
 （法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3つづき）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		(3) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(C) (千円)	
		9	12	25	27	29	
法附則第十五条の三 旧道承継特例とJR北海道 交・納付金に係るとの連乗、海	①(旅客会社等に係る承継特例)	2	4 0	3	5		
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	5 0	-	-		
	③(JR北海道・四国に係る特例)	2	6 0	3	10		
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	7 0	-	-		
法附則第16条の2	旧第11項 (平成28年熊本地震 被災代替償却資産)	2	8 0	1	2		
法附則第16条の2	旧第11項 (阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	2	9 0	1	3		
法附則第16条の3	第11項 (平成30年7月豪雨 被災代替償却資産)	3	0 0	1	2		
合 計		3	1 0	0	-	0	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(6)  
(法附則第56条, 法附則第56条の2等)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額 (D) (千円)	
			(B)	(C)		
法 附 則 第 56 条	第12項 (東日本大震災)	0 1 0	1	2		
	第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0	1	2		
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項 (被災代替鉄道施設等)	0 3 0	2	3		
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0 4 0	1	4	
		②(新線構築物)	0 5 0	1	6	
		③(新線立体交差化施設)	0 6 0	1	12	
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0 7 0	5	24	
		0 8 0	1	12		
令和3年地方税法等改正法附則第12条第9項(旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) ~R3. 3. 31取得分(構築物のみ)	0 9 0	0	0		
令和3年地方税法等改正法附則第13条第1項(旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) R3. 4. 1~R5. 3. 31取得分	1 0 0	370,930	0	0	
合 計	1 1 0	370,930	-	-	0	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	349	165,877	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	8	12,364	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	8	13,097	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	10	17,516	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	12	22,086	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	12	23,337	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	41	92,977	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	29	79,412	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	206	1,157,833	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	75	1,043,672	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	36	880,918	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	46	2,433,809	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	27	11,973,207	
計		9 1 4 0	859	17,916,105	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	7	3,781,546
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	1	32,394
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0			

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )
150万円未満のもの		9 0 1 0	63	32,338
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0		
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0	2	3,316
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0	5	8,810
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0	1	1,848
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0	4	7,778
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	11	25,168
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	8	21,558
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	60	335,571
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	9	117,757
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0	3	64,388
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0	3	147,064
1億円以上のもの		9 1 3 0		
計		9 1 4 0	169	765,596
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	
		知事配分	9 1 6 0	
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0		

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 数 ( 人 )	課 税 標 準 額 ( 千 円 )	
150万円未満のもの		9 0 1 0	12 286	21 133,539 <sup>33</sup>	
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0	12 8	21 12,364 <sup>33</sup>	
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0	12 6	21 9,781 <sup>33</sup>	
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0	12 5	21 8,706 <sup>33</sup>	
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0	12 11	21 20,238 <sup>33</sup>	
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0	12 8	21 15,559 <sup>33</sup>	
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	12 30	21 67,809 <sup>33</sup>	
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	12 21	21 57,854 <sup>33</sup>	
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	12 146	21 822,262 <sup>33</sup>	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	12 66	21 925,915 <sup>33</sup>	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0	12 33	21 816,530 <sup>33</sup>	
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0	12 43	21 2,286,745 <sup>33</sup>	
1億円以上のもの		9 1 3 0	12 27	21 11,973,207 <sup>33</sup>	
計		9 1 4 0	12 690	21 17,150,509 <sup>33</sup>	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 7	21 3,781,546 <sup>33</sup>
		知事配分	9 1 6 0	12 1	21 32,394 <sup>33</sup>
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21 <sup>33</sup>	